

大田区ホームページ広告掲載取扱要領

平成21年6月29日 経広発第10092号区長室長決定
改正 平成25年3月15日 24経広発第10334号区長室長決定
改正 平成28年3月9日 27政広発第10605号区長政策室長決定
改正 平成30年2月1日 29企広発第11003号企画経営部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、大田区ホームページ広告掲載取扱要綱（平成21年6月5日付区長決定。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 要綱第2条で定める広告の掲載位置は、ホームページのトップページ及びインデックスページ下部の広告枠の中とし、抽選により配置を決定する。

2 広告の掲載枠は、おおむね30枠とする。

3 広告の配置を決定する抽選は、原則として配置に異同が生じた都度行うものとする。

(広告の掲載期間)

第3条 要綱第4条で定める広告の掲載単位1月の期間の始期は、原則として月の初日とする。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第4条第2項で定める事由又は区の事情により広告の掲載開始期日に変更が生じたときは、1月の期間の始期を初日以外の日（以下「指定日」という。）とすることができる。この場合において、1月間の終期は、翌月の指定日の前日までとする。

(広告掲載申込者の募集)

第4条 広告掲載申込者の募集は、大田区ホームページ等の広報媒体により公募する。

2 前項の募集は、広告枠に空きが生じたときは随時行うことができるものとする。

(広告の掲載決定等)

第5条 要綱第6条で定める広告の掲載決定に当たっては、大田区における民間事業者等広告掲載取扱要綱（平成21年6月5日付区長決定）第4条及び大田区における民間事業者等広告掲載基準（平成21年6月29日付区長室長決定）第4条に規定する広告の制限に当たらないことを確認し、速やかに審査するものとする。

2 前項の審査に当たり、企画経営部長は必要に応じて掲載を希望する当該民間事業者に関する資料を求めることができる。

3 第1項の審査に当たり、疑義が生じたときは、企画経営部長は、次項以下で規定する大田区ホームページ掲載広告審査会（以下「審査会」という。）を招集し、当該広告について掲載要件の可否を審査しなければならない。

4 審査会は、会長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をこれに充てる。

会長 企画経営部長

委員 総務課長 財政課長 経理管財課長 産業振興課長 広聴広報課長

- 5 審査会は、会長及び委員の半数の出席をもって成立するものとする。
- 6 審査会の議事は、前項の出席者の過半数をもって決する。
- 7 第1項及び第3項の規定による審査の結果、広告の掲載要件を満たす申込み件数が広告掲載可能件数を超えたときは、抽選とする。
- 8 要綱第4条第2項の規定により掲載期間を延長した場合において、広告の掲載期間に変更が生じたときは、区は、次に掲載を予定している広告の掲載期間を変更することができる。この場合において、区は、当該広告の掲載申込者に対し、掲載開始期日の変更を通知しなければならない。

付 則

- 1 この要領は、平成21年6月29日から施行する。
- 2 平成21年8月の広告掲載開始分に限り、要綱第5条第2項で定める翌月掲載する広告の申込みは、前月の15日までとする。

付 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。
- 2 区長は、施行日前においても、大田区ホームページ広告掲載取扱要綱の一部改正（平成30年2月1日29企広発第11002号）による改正後の大田区ホームページ広告掲載取扱要綱第2条の掲載に必要な準備行為をすることができる。